

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 28 年 1 月 13 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 片 山 隆 夫（さいたま地方裁判所第 3 刑事部部総括判事）

裁判官 寺 本 真依子（さいたま地方裁判所第 3 刑事部判事）

検察官 小野寺 明（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 岩 本 憲 武（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 40 代 女性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 30 代 男性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 60 代 男性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 70 代 男性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 7 番 60 代 男性（以下「7 番」と略記）

（裁判員経験者 2 番，6 番は欠番）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。裁判員制度実施後、6年余りがたち、その間に数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されております。この会の趣旨は、法曹三者の立ち会いのもと、できるだけ多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用改善に役立てようとするものであります。本日は、5名の裁判員経験者に参加していただきました。お忙しいところ御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。この5名の方々は、昨年5月から7月までに判決が言い渡された事件に裁判員として関与された方でございます。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず法曹三者に自己紹介をお願いしたいと思います。

寺本裁判官

第3刑事部に所属しております寺本と申します。さいたまに来てから3年目になります。裁判所では、右陪席として裁判員裁判やそれ以外の裁判等を担当しています。裁判員を経験してくださった皆様からの御意見は、経験した方にしか分からない貴重な御意見ばかりですので、今日はいろいろ伺いたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

司会者

続きまして、小野寺検察官、お願いいたします。

小野寺検察官

検察官の小野寺です。よろしく申し上げます。検事になって丸14年たちまして、裁判員裁判をある程度は経験させていただいているんですけども、やはり裁判員の方に御理解いただいて初めて意味のあるものになると思っていますので、こういう機会にいろんな忌憚のない御意見をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

司会者

それでは、岩本弁護士、よろしく申し上げます。

岩本弁護士

弁護士をしております岩本と申します。埼玉弁護士会に所属して、浦和で活動しております。裁判員裁判は、私も制度が始まってから何件も担当してきましたけど、やはり弁護人の立場というのは被告人、罪に問われている、罪を犯してしまった人あるいは犯したんじゃないかと疑われている人の言い分を裁判員、もちろん裁判官もですけれども、皆様方に理解していただく、伝えるということで、もうどの事件も毎回毎回どうやったら、それがうまく伝えられるだろうかということで悩みながらやっております。今日、皆様方の御意見をお聞きする中で、またより良い裁判になるように私自身勉強させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地裁第3刑事部の片山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速意見交換に入りたいと思います。あらかじめ皆様にはテーマを4つ設定させていただきました。1つ目は「裁判員裁判に参加しての全体的な感想」、2つ目は「公判審理の問題点」、3つ目は「評議の問題点」、4つ目は「裁判員裁判に参加したことに伴う負担について」であります。

まず、1つ目のテーマに入ります。経験者の皆様は、裁判員に選ばれたときと、実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身の気持ちに違いはあったでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。1番の方が御担当された事件は殺人事件だったようですけれども、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

1番

5月に裁判がありまして、選任手続のときに殺人事件と分かって、そのときはか

なりへビーな感じだなと思ったんですけども、終わったときにはふだんニュースとか報道されている表面的なものではなくて、どういうふうな思いで被告人の方が罪を犯してしまうかという、その過程がちょっと悲しいは悲しいことなんですけども、切実に分かったりとかして、かなり違いはありました。それから、ほかのニュースとか見ても、この被告人はというか、この容疑者とかはどういう気持ちだったんだろうなというのをちょっと考えるようになりました。

司会者

ありがとうございました。そうすると、経験された後は、テレビ、新聞等の事件報道について随分見方が違ってきたと、そういうことでしょうか。

1 番

はい、かなり違ってきています。

司会者

それでは、3 番の方、御担当された事件は傷害致死事件だったようですけれども、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

3 番

裁判所に来て、実際どういう事件なのかがボードに書いてあって、反社会的な組織に属している方の事件というのを初めて聞いたので、正直そのときはすごく怖いなという印象はありました。そのときは、ここに来たけど、選ばれなければいいなと思いました。ただ、実際選ばれて審理に入って、検察官や弁護人がいろいろお話をしてくださって、内容を理解しながら聞いていたんですけども、やっぱり法曹界に対する興味は深くなったと思います。議論をやり尽くして結論を出したというのも、自信じゃないですけども、選ばれて良かったなという思いはあります。ただ、そういった組織の人たちが傍聴席とかにいたりするので、裁判官の方からは大丈夫ですよと言ってくれたんですけども、少し目が合うこともありますので、そこが怖かったかなというイメージはあります。

司会者

ありがとうございました。4番の方が御担当された事件は強盗致傷，傷害事件だったようですけれども，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話いただけますか。

4番

選ばれたときというのは本当に偶然だなと思ったんですけども，いい経験をさせてもらったということと，裁判員制度というものをたくさん広めれば，犯罪抑止という部分ではいいことだと思います。ただ1つ，裁判員に選ばれたとき，30人呼ばれて，裁判所に来て裁判員が6人で補充裁判員が2人というところ，当たらなかった方がどういう心境，せっかくやりたいという気持ちで来て，そこで抽せんで当たらなかった，帰らなくちゃならない，これはちょっとやり方を何か変えたほうがいいんじゃないかと私は思いました。

司会者

ありがとうございました。5番の方が御担当した事件は強制わいせつ致傷，強姦未遂，強制わいせつ事件だったようですけれども，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話いただけますか。

5番

大ざっぱに言いますと，裁判員になって経験したときと，それからその後の感じというのは全く印象が違うというか，すごく私自身は役に立ったというふうに思っています。というのは，その後のニュースなどでいろいろな事柄に接する場合に，一つ一つの事柄を自分に引き寄せて考えてみるという経験になったと思うんです。つまりアリバイはどういう感じなのかなということで，自分の問題に引き寄せて考えるようになったというふうに思っています。裁判員になったということは，いろいろな問題を真剣に考えるというふうになったように思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは，最後に7番の方が御担当された事件は建造

物侵入，強盗致傷，窃盗未遂，住居侵入，窃盗事件だったようですが，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話いただけますか。

7番

裁判に参加する前は，テレビなんかで判決を知ったときは，こんな犯人は無期だ，死刑だなんて軽く口走っていたんですけども，また腹立たしく思っていました。実際に参加してみて被告人の生い立ちやら動機，そういったものを聞いているうちに，どの辺の量刑で本人が更生するのか，将来更生してもらえるのかというようなことを最近考えるようになったのかなど。今までは，もう100パーセント被害者の立場で物事を考えていたんですけども，その辺がちょっと変わったと私は思っております。

司会者

皆様ありがとうございました。それでは，次のテーマに移らせていただきます。皆様は，実際に裁判員裁判の法廷，すなわち公判に入って，検察官あるいは弁護人の活動を御覧になったわけですね。そのときの説明とか尋問，あるいは意見について，分かりやすかったでしょうか。裁判員裁判は，平成21年の開始以来，目で見て，耳で聞いて分かりやすい審理というものをキャッチフレーズにしてきたのですが，皆様から見てそれぞれの当事者の活動はいかがだったのでしょうか，この点について率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

まず，検察官の活動について皆様の御感想を伺いたいと思います。この検察官の活動といいますのは，最初に冒頭陳述というものがあります。プレゼンテーションみたいなものですね。その次に，採用された証拠書類の取調べ，例えば写真の展示あるいは供述調書の朗読というものがあり，あるいは証人や被告人に対する質問，そして最後に論告求刑という順序であったかと思います。今私が挙げた点全てにわたって触れていただく必要はありません。皆様から見て，検察官の活動のこの点は良かった，分かりやすかったとか，ここは問題があった，分かりづらかったとか，

そういったことを御自身の御担当された事件について御感想をお話しただければありがたいと思います。それでは、順番を逆にさせていただきまして、7番の方からお願いしたいと思います。

7番

特別なことではないんですけども、細かくビデオを見ながら説明していただいたんで、私は完全に理解できたと思っております。あと通り一遍の流れのような感じも受けましたし、せっかくのビデオなんですけども、それ数が余り多くて私の頭の中では、あの窃盗事件といろいろ絡んでいましたので、イメージ的にちょっと不安というか、分かりにくいところもあったんですけども、別にこんなもんかなという感じで私は聞いていましたけど、総合的には理解できたと思います。

司会者

7番の方からビデオを見てという話がありましたけど、これは要するに犯行現場における・・・。

7番

動画じゃなくて、写真を数枚流しながら説明を受けたんで、すごく理解できました。

司会者

ただ、何か数が多くて頭の整理をするのがちょっと難しい場面もあったとおっしゃっているのも、現場における写真がいろいろと角度を変えて映し出されると、こういう意味なんでしょうか。

7番

私が担当したのは否認していなくて認めているんですけども、私たち素人から考えると、けがの部位の写真を見ると、単なる逃げるために振り払ったと言うんですけども、そんなんじゃ、こういう傷にはならないだろうというのがありましたんで、その写真を見たときに、何でそれを追及しないのかなとか、そういったことをちょっと感じたんです。

司会者

7 番の方がおっしゃっているのは、恐らく強盗致傷事件で被告人が暴行を加えたのかどうかについては争いがあったようで、被害者の方の傷から見たら被告人は暴行を加えたんじゃないかと思うんだけど、ちょっとそこについての質問とか追及がなくて、どういう形なのかなと思ったという趣旨でよろしいでしょうか。

7 番

はい。

司会者

7 番の方が担当された事件の検察官の論告、これは説得的だったでしょうか。

7 番

大きな声ではっきりと説明していただいたんで、理解できました。

司会者

ありがとうございます。それでは、5 番の方、御担当されました事件の検察官の活動について御感想をお話しいただけますか。

5 番

全般的にすごく一つ一つの説明がはっきりしていて、分かりやすかったと思います。ちょっと前のことなんで、余り詳しく覚えていないんですけど、おおむねそういうことだったと思います。

司会者

5 番の方が担当された事件はいわゆる性犯罪と言われているものが3つあったようですけれども、冒頭陳述、最初の検察官のプレゼンテーションのところで、それぞれの事件はどのような事件なのかということの理解には役立てたでしょうか。

5 番

今聞かれてよくよく思い出したんですけど、大変細かな説明があったと思います。それで理解できたと思っています。

司会者

検察官の論告については何か御感想ございますか。

5 番

これも余り細かに覚えていないんですけど、全体の趣旨は分かったように思うんですけど、ちょっと長かったような感じに今は思っています。

司会者

今長かったようなというのは、内容が盛りだくさんでちょっと長過ぎた、そういう意味でおっしゃっていますか。

5 番

はい、そういうことです。

司会者

ありがとうございました。4 番の方、御担当された事件の検察官の活動について御感想をお話しいただけますか。

4 番

検察官の説明とか分かりやすくはっきりした感じだったんですけども、検察官と警察の調書が作られるまでの過程がちょっと素人としては分かんないというところがありまして、それを理解できればいいなということがあります。

司会者

ありがとうございました。4 番の方がおっしゃったのは、法廷で被害者の方の供述調書が読み上げられたり、あるいはその関係する方の供述調書が読み上げられたときに、その供述するに至った過程というのはどうなっているのかということに興味があったけれども、その点は法廷では何も出てこなかった、こういうことでよろしいでしょうか。

4 番

そうです。

司会者

ありがとうございました。では、3 番の方、御担当された事件についての検察官

の活動について御感想をおっしゃっていただけますか。

3番

傷害致死の事件の冒頭陳述なんですけども、検察のほうから出された資料は非常に見やすかったです。それで、時系列に沿っていつどういう人がどういうことをやったというのが書いてあって、それも図が多く使っていましたんで、それは文章と違ってすごく見やすかったので、イメージはすごくできました。今回の傷害致死の事件では組員が非常に多く出てきたりとか、電話のやりとりが非常に頻繁だったもんですから、そういった資料を見るんですけども、資料の量が多過ぎて、もう少し見やすさを考えていただくと非常に良かったかなと思います。証人に対しての質問のところなんですけども、これはちょっと検察官の方が人によって違うのか分かんないんですけど、私たちにとっては、これは確認をしているんだとか、証人が曖昧だった場合にこういった質問で意見を導き出しているのかというところがちょっと不明確だったところが一部あります。証人が少しあやふやな態度だったので、そういう質問をしていたのかなと思ったんですけども、話し方とか、話すスピードは良かったと思うんです。あとは質問をした後に本当にそうなのかというような、雰囲気、感じで聞いて確認されていらっしやったのかなと思うんですけども、そういったのはふだん法廷でやられていること、その方のスタイルなのかなというところが気にはなりました。最後の論告のところですけど、ちょっとうろ覚えなんですけども、冒頭陳述で言われたことが論告では言っていなかったところがあるのはよくあるのか、ちょっと気にはなりました。

司会者

3番の方の事件は被告人と共犯者との共謀の有無に争いがあったようですけども、そのために証人尋問が行われたり、あるいは電話のやりとりが証拠書類として出てきたと、こういうことでよろしいんですか。

3番

はい、そうです。

司会者

やっぱり電話のやりとり，資料が多過ぎてすぐに頭に入らなかったという印象な
んですか。

3 番

通話記録は文字が全部小さくて，膨大な量だったので，もう少し見やすくしてい
ただけると非常に助かるかなという気はしました。

司会者

ありがとうございました。1 番の方，御担当された事件についての検察官の活動
について御感想をお話しいただけますか。

1 番

事件現場の写真を見せていただいて，家の中での事件だったので，その状況がそ
の写真がないと分かりづらいところがあったりとかしたんで，私は写真の数や説明は
とても分かりやすく，そんな多くもなく，足りなくもないという感じを受けまし
た。

司会者

検察官の冒頭陳述について，1 番の方から見たら御自身が担当する殺人事件がこ
んな事案なのかとか，これから先どんな証拠が出てくるのかというのは分かりやす
い，想像がつくような話でしたか，それともちょっとそこでは分からなかったけど，
具体的な証拠を見たら，例えば被害現場の家の中の写真や何か見たら，こういう事
件だったのかってようやく分かったのか，その辺りの印象はいかがだったんでしょ
うか。

1 番

順序を追って説明していただいて，写真と一緒に見ていったので，理解はしやす
かったです。あと，やっぱり一番どきどきした現場の写真とかは白黒にさせていた
のを見まして，生々しかったなというのはちょっとありましたけども，でも理解は
しやすかったです。

司会者

先ほども御感想のところでおっしゃっていただきましたけど、殺人事件ということで御遺体とか、あるいは血とかが出てくるのかなということは最初思っておられましたか。

1 番

最初の説明のときに御遺体の写真はないって言ってくださったので、そこは安心しました。ただ、事件現場はどういうふうに出てくるんだろうとは思ったんですけども、1枚だけ血の付いた現場写真はありましたけども、思ったよりかは大丈夫でした。

司会者

ありがとうございました。それでは、今度は弁護人の活動について皆様の御感想を伺いたいと思います。弁護人の活動といいますと、やはり最初に冒頭陳述という弁護人の視点、いわゆるプレゼンテーションがあったと思います。それから、検察官請求の証人に対する反対尋問、被告人質問あるいは証拠書類として被告人が書いた反省文とか示談書というものがあつたかもしれません。また、いわゆる情状証人と言われる方々への尋問があつたかもしれません。そして、最後に検察官の論告に続く弁論というもの、大体そんな順序で行われたのではないかと思います。弁護人の活動についてこの点は良かった、あるいは分かりやすかったとか、ここは問題があつた、分かりづらかったとか、そういったことを御自身の御担当された事件についてお話しただけであればありがたいと思います。では、7番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話しただけないでしょうか。

7 番

私の担当した事件では、被告人は反省して罪を認めているということと、弁護士さんの話の中にありましたけども、家族からも刑務所に送ってくださいと。本人も反省をして、行くのは覚悟していると。検事さんの話と弁護士さんの話が全くすり合っているような感じで、全然問題なく流れていったような感じでした。ですから、

もっと否認とかそんな事件だったらいろいろあったんだろうけども、私の経験したのは理解できたし、別に何も感じませんでした。

司会者

ありがとうございました。5番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話しただけでないでしょうか。

5番

弁護の方法というのは、おおむね理解できたと思います。特に私が担当した事件というのは性犯罪なんですけど、十分に反省して今後更生するという、そういう意思が非常にはっきりしていたんで、それを積極的に助けるというふうな意味で積極的な弁護をされていたというふうに思います。

司会者

そうしますと、5番の方が見たところ、弁護人の方々は被告人が更生するように熱意があった、あるいは積極性があった、そういうふうに感じられるような弁護活動だったんでしょうかね。

5番

ええ、そうですね。特に更生のために非常にそれを援助する、そういう力強い弁護があったと思います。

司会者

ありがとうございました。4番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話しいただけますか。

4番

内容的にも私らが分かりやすく言っていただいたものですから、すんなり聞き入れられた。ただ、それに対して弁護士さんは、そこまでの内容を作っていくのに、被疑者との面談とか、あとは警察からの内容とか、いろいろ情報というか資料をもらっていると思うんですけども、そこまでやって発表する、あとは裁判の中でいろんな検察からの意見に対応するとか、相当大変だと思います。よくやっておられ

ると。あとは、被疑者との接点が少ない中でそれだけの内容を盛り込むというのは、逆にその本人の能力だと思うんですけども、弁護士さんは大変だと思いました。

司会者

そうすると、4番の方から見ても、弁護人の方の努力とか熱意というのが感じられたと、そういうことでしょうか。

4番

感じたということもあるんですけども、今度は逆に被疑者が精神的に急に裁判のときに参っちゃったとか、いろんな反応があるじゃないですか。それに対応して弁護士さんもやらなくちゃならないというところや、被疑者によって感情を出したり、急に言うことを言わなくなったり、反対のと言い始めたりという部分があると想定したら大変だなということを思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話しいただけますか。

3番

弁護人の冒頭陳述はきちんとした争点がありまして、暴行によって死に至った経緯、これについては争わないとしっかり言っていましたし、ただそれについて情状というか、刑を軽くしていただきたいということを述べていましたので、分かりやすかったと思います。ただ、証人尋問のときに少し早口になったりとか、証人が思い出しながら話しているようなときには少し口調が早くなったりとか、ちょっと分かりづらかったという記憶があります。

司会者

証拠調べ後の弁論ですけれども、さっき検察官について御指摘があったと思いますけれども、弁護人のほうの冒頭陳述で出した視点というものと弁論とのつながりとかで、何か感じられたことございましたでしょうか。

3番

加害者のほうで示談が成立していたりとか、反省文だったりとか、遺族がこれ以上求めないということもありましたんで、その点については一致していた、提出された資料とかも見ましたけども、一致していたので、矛盾はなかったかなというふうに記憶をしています。

司会者

ありがとうございました。それでは、1番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話しいただけますか。

1番

弁護人の方の説明とかはとても分かりやすく、また被害者が結構若かったもので、その辺もかなり酌んでくださっていたようで、結構事細かに被告人の生い立ちとかを弁護されていたので、そこが情状酌量かというところ、それとはまた別なんですけども、とても気持ちの入った弁護人の方だったと思っています。

司会者

ありがとうございました。弁護人の活動について、アンケートの中には弁護人の反対尋問はちょっと意図が分かりにくいという御指摘をされる経験者の方がいらっしゃるんですけども、皆様は御自身の経験として、この弁護士さん、何を聞きたくてこういう質問しているんだろうとか、そんな場面に出くわしたということございますでしょうか。

7番

ないですね。

3番

先ほど言ったように、証人尋問のときの話し方というのは、やはりちょっと気にはなっているんですよ。やはり求めるような答えが返ってこなかったりとか、さっき言ったことと話が食い違ったりとかそういうことがあると、やはり確認をしようと思ってそういう口調になったりとか、そういったところが意図が分かりづらかったなというところがあります。証人にもよるんでしょうけども。

4 番

その尋問する内容とか、それに合わないとか合うとかというのは、弁護士さんの戦略ですから、これはいろんなタイプがあって、しようがないと私は思います。

司会者

皆様、ありがとうございました。ここで現職の検察官、弁護士に経験者に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。まず、小野寺検察官、いかがでしょうか。

小野寺検察官

貴重な御意見ありがとうございます。3 番の方、先ほど検察官の質問の中で意図がちよっとよく分からなかったとか、何か本当にそうなのかという確認というか、念押しというか、そういうのも感じたというふうに言われていたんですけども、具体的にどういう場面か、もし御記憶があったら教えていただきたいんですが。

3 番

何か警察の調書ではこう言っているけども、何か法廷では違うことを言っていたとか、そういったところを確認されていた場面があったと思うんですよ。

小野寺検察官

検察側からですか。

3 番

弁護人でしたっけ。

小野寺検察官

何を聞きたい、どっちが正しいということで聞いているのかよく分からないという事になったのですかね。

3 番

本当に確認をされているのか、それとも別のことを何か聞きたかったのかという、そこはちよっと分からなかったところではありますが。

小野寺検察官

もう一点だけ。さっき資料が膨大だったというのは、多分通話明細のことだと思うのですが、例えば検察官はここが重要だと思っていると言ってその部分だけ出す、一方弁護人は同じ通話明細の中で違う部分をここは重要だと思って出すというように、同じ通話明細の中で2つものを別々に出されたほうがまだ分かりやすかったと思われませんか。

3番

全部一緒になっているほうが分かりやすいとは思いますが、ここが大事なんだよというふうに強調したいところとかをもう少し大きく見せるとか、ちょっと変えていただいたほうがもっと伝わってくるかなって私は思いました。

4番

でも、それは裁判というものの自体がそうですから、それを逆にお考えになるよりは、裁判員に対してこういう見方が出てくるよという説明をしたほうが良いと思います。

司会者

4番の方は、それは裁判の証拠として仕方ないのかもしれないと。だけど、裁判員の人たちの理解を助けるためには、その前に何らかの説明をして理解の参考にするようなプレゼンをしておいてもらったら良かった、そういう御意見だったんじゃないかな。

4番

そうですね。弁護人も検察も自分の考えで言いますから、もうずれるのは当たり前ですし、その証拠に対しても言わなくちゃならないことはちゃんと言わなくちゃならない。ただ、裁判員のほうはそういう経験がないですから、その中で簡単明瞭に事前に説明するというところで、弁護士さんと検察官の言い分というのはこうだから注意してくださいということで進むと思うんですけど。

司会者

小野寺検察官、ほかに広く検察官の活動についてお尋ねになりたいことはござい

ますか。

小野寺検察官

検察官の主張は細か過ぎるというのを結構アンケートとかで書かれる方がいらっ
しゃって、検察官としては判断していただくに当たって必要な情報を、これを言っ
たら分かりやすいんじゃないかという趣旨で言っているつもりではあるんですけど
も、多分そこでギャップが生まれちゃっていて、それがなかなか埋まらないという
現状があって、皆さんの中でやっぱりちょっと細かいなと感じられた方がいらっし
ゃったら、どの部分、別にこんなこと言わなくたって分かるよというようなことと
か、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。

司会者

いかがでしょうか。検察官の活動の中では、冒頭陳述といういわば主張の部分、
それから証拠の中身の部分でも、これちょっと厚ぼった過ぎる証拠じゃないかとか、
あと写真の枚数が多過ぎるとか、供述調書の内容が長過ぎるとか、あるいは最後の
論告も長いなど、そういうようなことで、お気づきの点がございましたらおっしゃ
っていただければと思います。

5番

1点、総論みたいなことになるかと思うんですけど、弁護人の場合も、それから
検察官の論告についても、被告が更生するという観点をはっきりさせた上で、つま
り犯罪を追及するという、そういう観点だけじゃなくて、今後更生するという、そ
ういう視点を明確にすることが大事なように思っています。

司会者

5番の方、行った犯罪の事柄が割と多くて、今後の将来の見通しとか更生のとこ
ろはちょっと割合が少ないんじゃないかと、そういう御指摘なんでしょうか。

5番

どっちかという今後更生するというか、立ち直るということを見越していろい
ろ話が進められるということが大事ではないかということです。

4 番

逆に今のお話の中で、弁護人のほうも検察官も更生を見越した答弁はあっても、更生ということ自体はもう量刑が決まって刑務所に入って自分が何やったんだと反省してからの更生ですから、弁論の中で言うことは、これが本人がそう思っているとしても、裁判の中の更生と本人の更生というのはまた違うと思います。言うことは言ってもいいと思うんですけども。

司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。よろしいですか。検察官、まだございますか。

小野寺検察官

結構です。

司会者

それでは、岩本弁護士、よろしくお願ひいたします。

岩本弁護士

皆さん、ありがとうございます、いろいろお聞かせいただきまして。もっと弁護人に対して厳しい意見が出てもいいのかなと思うんですけど。アンケートを見ると、弁護士はもっと一生懸命やってほしいとか、何言っているか分からんとか、被告人を弁護しているように思えなかったとか、結構厳しいものを見るものですから。私からお聞きしたいのは、被告人の生い立ちや人となりということについて、事件によるんですが、皆さんの関心がどうだったのかということをお聞きできたらと思っています。というのは、1番さんの御経験された事件は正に家庭内の事件でもありますし、量刑に直結するかどうかは別としても、被告人の生い立ちとか人となりがいろいろと語られた事件だったと思います。一方、7番さんの事件ですが、通常は被告人の生い立ちとか人となりの余り事件とはつながりが薄くて、弁護士の立場からしても余りそれを言っても仕方がないかななんて思っちゃいがちなところがあるんですが、もしよろしければ、どういう話を聞いたのが良

かったというふうに思っておられるのかももう少し教えていただけたらと思いました。

7番

私の記憶では、まだ二十代の被告人だったと思うんですけども、数名悪いのが仲間におったようで、量刑を決めるときに生い立ちやらそういったものを聞くというのもいいんじゃないかなと私は思いました。

岩本弁護士

その事件がすごく悪質な事件かどうかということを理解する上では、そういった被告人の生い立ちとか環境、今言ったような、友達関係ですか、そういったものは意味があったでしょうか、それとも余りそこは意味はないという感じでしょうか。

7番

それは、ちょっと考えなかったです。

岩本弁護士

ありがとうございます。同じようについつい弁護人の立場からも、余り生い立ちとかをそれほど強調しないことが私などは多いのが4番さんの強盗致傷の事件や、あるいは5番さんの性犯罪の場合には、やはり1番さんのような事件とは違って余り生い立ちといったことを弁護人も重きを置かないことが少なくとも私はあるのですが、4番さん、5番さんの御経験された裁判員裁判でもっと被告人の生い立ちや人となりについて聞いたかったということがあるかどうか。あるとすれば具体的に教えていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

5番

私は、どちらかというとしい立ちはできるだけ詳しく話を聞いたほうが良かったと思っています。私が担当した事件も比較的しい立ちについては話がよく出されていたと思うんですけど、そのほうが生きた人間の実情がはっきりするので、そのほうがいいんじゃないかなというのもあります。

4番

その内容をどう説明するか、長く説明するのか、ポイントを押えて説明するのか、

それはもう弁護士さんの腕ですから。ただ、犯罪という中で生き立ちというのは必要なものだと思います。

岩本弁護士

今の4番さんの御指摘は、生き立ちや人となりを知ることが事件そのものを理解する上でもやはり、直接的ではないにしても、やはり意味を持つのではないかというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

4番

生き立ちがあって、犯罪があって、更生がありますから、これはストーリーとしてはそれが、裁判員も初めてなんですから、その説明がないと犯罪に対しての内容も理解できないですから、それ必要だと思います。

岩本弁護士

ありがとうございます。1番さんにちょっとお聞きしたいんですけども、生き立ちとか被告人の育ってきた状況を理解する上で、資料としては被告人の話と、あとは家族の話だけが資料ということなんでしょうか。

1番

はい。お父様が証人に立たれて、被害者も被告人の兄弟なので、説明する上で全てつながっている話になってしまうので、ただ余り被害者の資料は多くはなかったです。でも、資料としてはそんな足りなくもなかったとは思いますが。

岩本弁護士

ありがとうございます。私から聞きたいことは以上です。

司会者

では、3つ目のテーマに移らせていただきます。今度は、法廷での審理が終わり、裁判官と裁判員6人との話し合い、評議と言われるものに入るわけです。守秘義務の問題がございまして、進め方とか、どのような意見があったかとか、結論をどう出したかといった具体的なことは話さないでください。したがって、抽象的なお答えをしていただくことになろうかなと思うんですけども、評議は話しやす

い雰囲気だったでしょうか。また、十分な議論というものはできたでしょうか。逆に、裁判官のほうから結論を誘導されたと感じるような場面はあったでしょうか。今から御自身の御担当された事件を振り返って御感想をいただければありがたいと思います。では、今度は1番の方からお願いいたします。

1番

名前も知らない方たちが6人、あと2人いらっしゃる中での話し合いなので、最初はやはりなかなか言うにも言えなかったりとか、固い雰囲気はありましたけども、だんだんと時間がたつにつれて意見が少しずつ出てきまして、私も話をさせていただきました。そういう感じで進んでいったので、十分な議論は私の中ではできたと思います。裁判官の方は、誘導は全然していなくて、逆に裁判員の意見をとてものすごく酌んでくださる方だったので、すごく話もしやすかったですし、こんなこと聞いたらちょっと恥ずかしいかなみたいなことさえも意見として出せたので、私はとてもいい雰囲気でしたと思っています。

司会者

ありがとうございました。3番の方、評議はいかがだったでしょうか。

3番

1番さんと共通することがあるんですけども、最初はやはり皆さん初対面ということもあって緊張があったんですけども、評議が進むにつれて意見が出てくるような形でした。評議については、積極的に意見を出し合っていたかなと思います。裁判官が誘導ということまではちょっと分からないんですけども、量刑を決めるときに、大体こういう形で年数が決まるんですよとか、システムの説明とか、そういったお話は最初に出していただきかけたかなと思います。

司会者

要するに、裁判所でデータをとっている量刑システムがあって、もうちょっと早目に量刑の動向とか幅ということを説明してもらったら、良かったかなという趣旨でよろしいですか。

3番

はい。

司会者

それでは、4番の方、いかがでしょうか。

4番

今までの話と一緒になんですけれども、裁判長が分かりにくい方にもちゃんと説明して、公平な立場の説明ですけれども、あと女性の裁判官がいらっしやったもんですから、途中から和やかになって、内気な人とか無口な人でも、ある程度しゃべれるようになったという感じはします。

司会者

じゃ、議論は十分できたという感じなんですかね。

4番

そうですね。法廷の中で弁護士さんと検察官は言っていますから、その中の最終的な判断ですから、何で来たんだという部分の仕事の判断はしたと思います。裁判員をうまく和ませて、判断をしていただくという部分では、うまいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方、評議についてはどんな御感想をお持ちですか。

5番

かなり十分に議論されたというふうに思います。裁判官の誘導があったという印象もなかったです。

司会者

ありがとうございました。7番の方、評議について御感想はいかがだったでしょうか。

7番

最初は皆さんそうだと思いますけど、緊張して、様子をちょっとうかがおうかと

というような身構えで初日を迎えたんですけども、私の担当してくださった裁判官、裁判長さんたちは私たちの会話に合わせていただいたんで、すぐにみんな、ちゅうちょなく自分の思ったことをどんどん話して、時間が足りないぐらいの会話はできたと思います。全然誘導ではなかったと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、寺本裁判官のほうからちょっと御感想なり、お尋ねになりたいことがありましたらお願いします。

寺本裁判官

もし、皆様の御家族などととても親しい方が裁判員に選ばれるとしたら、やったほうがいいよとお勧めになるか、あるいはこういった面は気をつけたほうがいいよとか、どういったアドバイスをされるかなというのをうかがいたいです。これは経験した方にしか分からないことなんで、何でも結構ですので、お願いいたします。

1 番

言ってしまうえば、私たちは1つの事件しか関われないからこそ、私が今回担当させていただいた裁判に関しては、それぞれの立場になって考えたいと思ったので、終わったときはすごく疲れました。やっぱり気持ちが入ってしまうので、お父さんの立場や被害を加えてしまった被告人の方とか、逆に亡くなられた方の気持ち、それぞれの気持ちを考えた上での裁判だったので、いい経験にもなったし、すごく疲れたので。でもだからこそ世の中いろんな事件ありますけども、言ってしまうえば人生を決めてしまう場所でもありますから、責任はあると思います。ある意味社会人としての責任とかもかなり生まれたかなという感じはしますけども、お勧めするかというと、ちょっと難しいところですけど、でもすごく貴重な経験なので、もう宝くじで当たるよりかは当たりやすいとは思うんですけども、経験してみてもいいんじゃないかなとは軽く言います。

寺本裁判官

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

3番

やるならば覚悟を持ってやったほうがいいというのは思いました。中途半端な気持ちではやらないほうがいいし、それだけ守秘義務というのを課せられるし、仕事だって5日ぐらいは届けを出して休まないといけない。ここに来て、その期間は拘束されるわけですから、やはりそういった覚悟が必要であるということ。ただ、こういった法曹界に全然関係していないところで仕事をしている方が多いとは思いますが、そういう人がこういうところに入って、そういう経験をできるのはめったにないことですから、いいチャンスというふうに考えるほうが気持ちは楽だと思います。あとは、お酒を飲んで話が一杯出ちゃうような人にはお勧めしません。

寺本裁判官

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

4番

この裁判員に当たるということ自体、宝くじより難しいと思うんです。6人しか選ばれないんですから。実際これをいろいろ普及していただければ犯罪抑制になると思います。ですから、多くの方に参加していただきたいですし、後ろの方にマスコミさんがいるんでしたら、逆に映画で、ドラマで、裁判員のいろんな角度から放映していったほうがますます犯罪抑止になると思います。

寺本裁判官

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

5番

実は友達に裁判員の経験があるよという話をしたら、すごくうらやましがられたの。いい経験したよねと言われたの。それで、私は、そのこともあるからというわけではないんですけど、皆さんに、もし選ばれるようなことがあれば、積極的にやったほうがいいよというふうにお勧めしたいと思っています。そのほうが自分の何かためになると言ったらいいのかな、そういうふうにする。私自身の経験からいってもそういうことを経験しているので、そういうふうにお勧めしたいと思っていま

す。

寺本裁判官

ありがとうございます。7番の方、お願いします。

7番

私は、通知を受けたときに、これは人にしゃべっちゃいけないというふうに聞いていましたんで、誰にもしゃべらないで、女房だけにしゃべったんですが、女房は喜んでいましたですね。それで、もし友達から選ばれたというのを私に相談来たとしたら、それはいい経験だよって。1人で決めるわけじゃないから、気楽にいったらどうだって勧めたいと思います。

寺本裁判官

本当に例え話の質問で大変恐縮でしたが、経験した方でないと、やったことの思いうるのがお話しただけないところかなと思ったので、あえての質問をさせていただきました。皆様、どうもありがとうございました。

司会者

では最後に、裁判員裁判に参加されたことに伴う御負担についてお尋ねします。裁判員として参加されて、ストレスを感じたという方、恐れ入りますが、挙手をお願いしますか。3番の方、お差し支えない範囲内で、どのようなストレスを感じられたのか、お話しいただけますでしょうか。

3番

やっぱり担当したのが反社会的な組織の関係の人だったので、純粹にその関係者と近い距離にいた、もしくは裁判官の方が防弾ガラスも用意しましたなどの案内がありましたので、少しは安心はしていたんですけども、やはりそういった人たちと関係するというのは少なからず不安を感じましたし、ストレスになりました。

司会者

ほかにストレスを感じられた方はいらっしゃいますか（挙手なし）。

それでは、ここで報道関係の皆様の中で裁判員経験者の方々に御質問なさりたい

方いらっしゃいましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

共同通信塚本

共同通信の塚本と申します。多分5番の方ですかね, 犯罪を追及するだけでなく, 更生を意識したような話もしたほうがいいという話が出ていたんですけど, 御自身が判断を出された中で, 被告人のその後を気にしたことってやっぱりあるのかなと。あの人今どうしているのかなとか, そういうことは考えることはありますか。今例えぼどうなっているとかというのが知れたらいいとは思いますが。

5番

私, 犯罪の追及という角度ばかりで話が進んでも, 後の更生ということを念頭に置いて, そのためにどうするという, そういう角度でやったほうがいいのではないかと一般論を申し上げたんであって, もっと更生ということを念頭に置いて話を進めたほうがいいのではないかとというふうに私自身は意見として持っています。

司会者

ありがとうございました。御質問の趣旨が裁判の結論ということで判決を下す, その後の被告人がどのようなになったのかということについて関心を寄せているかどうかという御趣旨でよろしいでしょうか。

共同通信塚本

そういうことです。

司会者

ほかの方, いかがでしょうか。皆様は, 判決を宣告した時点で裁判員としての任務が終了するわけです。その後自分が関与した事件の被告人はどうなっているだろうかとちょっと気になるかとか, あるいはどんなことを知りたいと思うかということについて, 何かありましたら教えていただければと思うんですが, いかがでしょうか。まず, 1番の方からお願いします。

1番

私は, すごく気になります。やっぱり被告人が若く, そうすると親の立場的に気

になりますし、生い立ちを考えるとかわいそうという気持ちもあるので、果たして出るときとかちゃんと被害者に対して悪いことしたと感じてくれているかなとか、すごく今でも時々気になります。

司会者

ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

3番

裁判が終わって、その後どうなったのかというのは気になりはしました。それで、その関連している事件とかも今後どうなっていくのかというのは大変興味があったところなんですけども、実際それを調べようとしないようにはいたしました。あえてそこは関わり合いを持たないで、あくまで裁判員としてこういった判決に携わったという事実だけであって、それ以外の気持ちというのは持たないようにはしています。

司会者

ありがとうございました。4番の方はいかがでしょうか。

4番

裁判員という立場上、それ出たら全部忘れるということで。ただ、この経験で、自分の周りに犯罪を犯そうとするとか、犯してから社会復帰できないとか、そういう人間に対して経験をお話はするけど、サポートはしますけれども、実際自分が出た裁判に関しては忘れることにしています。

司会者

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

7番

私は、もう全力で考えて、納得してやり遂げた感で充実して終わったなって、最後に裁判所の門を出たときにすっきりした気持ちになりまして、もう忘れた感じがす。

司会者

ありがとうございました。ほかの報道関係の方どうぞ。

共同通信浅田

共同通信の浅田といいます。今日は、貴重なお話ありがとうございました。先ほどの皆さんのお話を伺って、ストレスを感じられたという方は、お一人だけでしたけども、日常生活と裁判員をすることの心のバランスをどのようにとられていたでしょうか。ストレスと言えないまでも少し重いというか、日常生活との間の隔たりを埋めるための努力などをなさったことがもしあれば教えてください。

司会者

また1番の方から、恐縮ですが、何かおっしゃっていただけますでしょうか。

1番

先ほど言ったんですけども、そのそれぞれの立場になって、気持ちになって考えて疲れはしたんですけど、そこまでストレスということは考えなかったです。家に帰って、家庭があっという間と生活していく中で、私が関わった事件というのはやっぱり家族内のことなので、明日は我が身ではないですけども、他人事ではないんだらうなというのをちょっと感じながら今でも生活をしているんですけども。でも、私も先ほど7番さんが言ったように、裁判が終わって帰るときにはそれはそれでちょっと切り返しはできるので、余り気にならないというか、いろいろ評議した上での判決をさせていただいたので、その辺に関しては余りストレスというか、すごく責任を負いましたという気持ちはそんなにはないです。

司会者

裁判員をなさっている間、例えばなかなか寝付けなかったとか、今日の被告人の話どうだったかなと思いつかんでしまったとか、そんなことはありましたか。

1番

なかったです。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方、いかがでしょうか。

3番

ストレスはあったんですけども、それは裁判所の中でのことで、一步出たらもう考えないようにしようと思っていました。完全じゃないですけど、その日は早く寝たりとか、好きなお酒を飲んだりしてリフレッシュして、また次に臨んでやろうと思ったんで、裁判所を出たらもう考えないという形で過ごしていました。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方、いかがでしょうか。

4番

私もいい経験をしたなと思っています。犯罪という部分の抑止ということができたというのは、これに参加したということで得られたと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方、いかがでしょうか。

5番

ストレスというのは、全く感じていませんでした。どっちかという、積極的に受け止めていたというのが実態で、さっき申し上げたように、もし周りで誰かが裁判員になるというようなことがあったら積極的に勧めるという、そういう気持ちだということを申し上げましたけど、そのぐらいですから、余りストレスを感じるということはありませんでした。

司会者

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

7番

基本的には、生活は全然変わらなかったんですけども、晩酌はやめました。あとやっぱり家に帰って1人になって風呂に入ったときとか、寝付くまでの布団の中とか、そのときには若干考えはしました。基本的には変わりません。

司会者

ありがとうございました。

それでは、経験者の皆様，大変お疲れさまでございました。率直に御意見をいただき、本当に御協力ありがとうございました。これで本日の意見交換会を終了させていただきます。